

債権者 各位

保管理人からの説明

株式会社紳ホールディングス
 株式会社JOB connect
 株式会社レーヴ
 株式会社リベラーラ
 NPO法人リアン
 保管理人 弁護士 野上 昌樹

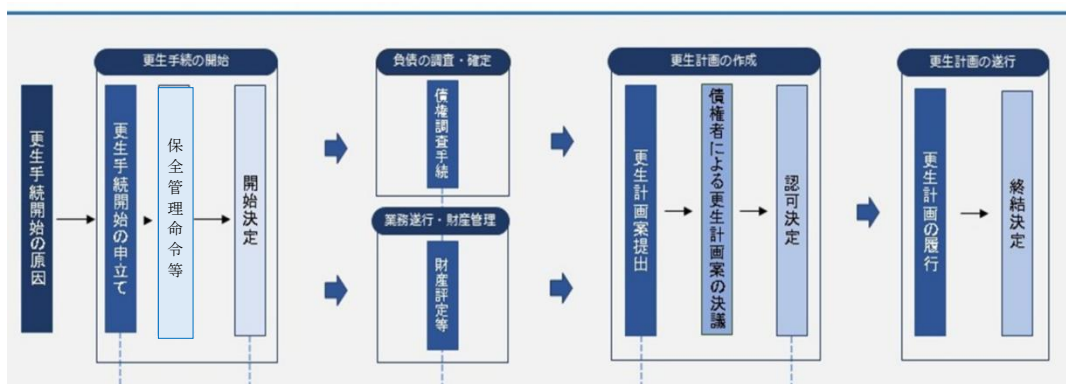
1 はじめに

株式会社紳ホールディングス（本店所在地：大阪府中央区本町一丁目2番8号TSKビル8階）、株式会社JOB connect（本店所在地：大阪府中央区森ノ宮中央一丁目14番10号鶴森之宮ハイツ3階）、株式会社レーヴ（本店所在地：大阪府中央区本町一丁目2番14号秀和ビル10階）、株式会社リベラーラ（本店所在地：大阪府中央区谷町三丁目1番9号MG大手前ビル2階。）の4社につきましては、会社更生手続開始の申立てが、NPO法人リアン（本店所在地：大阪府中央区本町一丁目2番8号TSKビル2階。以下上記5社を総称して「当社グループ」といいます。）につきましては、破産手続開始の申立てが、令和8年6月22日、それぞれ大阪地方裁判所に対してなされ、同裁判所より、同日午後5時に保管理人命令が発令されて、当職が保管理人に選任されました（事件番号：会社更生手続の申立会社について上記の順に大阪府地方裁判所令和8年（ミ）第1号ないし第4号、NPO法人リアンについて同裁判所令和8年（フ）第3200号）。なお、NPO法人リアンについては、NPO法人であり、他4社と異なり、株式会社を対象とする会社更生法の適用のない組織体であることから破産手続開始の申立てとなったと伺っております。

今後は、会社更生手続の開始の申立てにつき決定があるまでの間、当職において、当社グループの経営陣に代わり、当社グループの事業の経営及び財産の管理を行うことになりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

2 会社更生手続・破産手続について

- (1) 会社更生手続は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、当該株式会社の事業の維持更生を図る手続であり、概略は、以下の図のとおりです。



(2) 会社更生手続は、手続開始後は、管財人が事業遂行及び財産の管理処分を行う形態がとられていますが、更生手続開始の申立てに伴う保全措置が発令されることがあり、本件では、保全措置のうち、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる保全管理命令等が発令され、当職が保全管理人として選任されました。更生手続開始決定までは、保全管理人に開始前会社の経営権及び財産の管理処分権が専属し、各社は、保全管理人である当職の監督のもと、障害者通所支援事業及び相談支援事業について継続してまいる予定です。

なお、NPO法人リアンについては破産手続開始の申立てがされていますが、同社についても、会社更生手続開始の申立てをしたその他の法人と同様の保全管理命令置が発令されており、一般的な破産手続とは異なり、当職の管理監督の下、事業を継続し、会社の事業を維持・継続してまいります。

当社グループが行っている障害児通所支援事業及び相談支援事業につきましては、公益性を有する社会福祉事業でありますので、利用者の皆様にご迷惑がかからないよう、引き続き、当職の管理のもとで事業を継続しつつ、事業の承継先の探索を含め事業の維持・継続に向けて尽力して参る所存です。

3 債務の取扱いについて（弁済禁止の保全処分）（別紙参照）

債権者への支払いにつきましては、裁判所からの弁済禁止の保全処分により、2026年6月21日までの原因に基づいて発生した債権は原則として支払うことができない状態となっております。他方、2026年6月22日以降の原因に基づいて発生する分は、弁済が禁止されておりませんので、これまでと同様に支払いを継続いたします。2026年6月21日までに発生したのか、2026年6月22日以降に発生したかは、請求書の日付や支払日ではなく、納品日やサービス受領日を基礎とした判断となります。

お手数ではございますが、2026年6月22日からのお取引分又は利用分について、同月21日まで分とは区別する形で、請求書を発行いただきますようお願いいたします。いただいた請求書を確認させていただいて、お支払いさせていただきます。請求書を確認してからのお支払いとなること、また、従前の支払方法による支払いができないこともあり、お支払いまで少々お時間を頂戴しますことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 包括的禁止命令について

当社グループのいずれについても、包括的禁止命令が発令されています。

会社更生手続を申し立てた4社については、これらの会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者（公租公課債権、国税滞納処分の例による処分が可能な債権を含みます。）又は更生担保権者となる債権者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に対し、強制執行等（上記の債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行又は上記の債権を被担保債権とする留置権による競売）及び国税滞納処分（国税滞納処分による例による処分を含みます。）をしてはならないものとされています。

破産申立てをしたNPO法人リアンについては、すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、会社の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（同上）をしてはならないものとされています。

なお、本件では、多数の援護市から障害者就労支援事業に係る給付金の返還請求を受けており、これらは国税滞納処分の例による処分が可能と解されますが、包括的禁止命令により、同処分を行うことは禁止されております。

多数かつ多様な利害関係人が存する当社グループ各社について、法律の定めに従い、適切に債権額を把握し、衡平かつ公正な弁済を実現することは極めて重要であり、包括的禁止命令も、事業の維持、継続を図りつつ、上記の要請を実現するために発令されているものと理解しておりますし、今回の手続を通じて上記の要請を実現していくことは、保全管理人の重要な職務の一つであると認識しております。債権者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

5 最後に

当社グループが、「就労継続支援A型事業所」において障害者就労支援の加算金を不正受給したとされる問題が報道されておりますが、着任早々であり事実関係や法律問題について十分把握できておらず、対応方針をご説明できる状況ではございません。今後、当職において当該問題を精査の上、適切に対応して参る所存です。

当社グループの申立てによりご迷惑をお掛けする皆様に対して厚かましいお願いではございますが、当社グループの事業の公益性の高さ、社会的意義に鑑み、取引ないしご支援の継続をいただきますよう何卒お願い申し上げます。

以上

本件に関するご質問やご意見につきましては、次の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

〒530-0005

大阪市北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー27階

弁護士法人大江橋法律事務所

保全管理人 弁護士 野上昌樹

同代理 弁護士 若杉洋一、渡邊一誠、土井一磨、中野陽介、中塚千絵、牧田知大

問い合わせ先 TEL：06-6208-1500

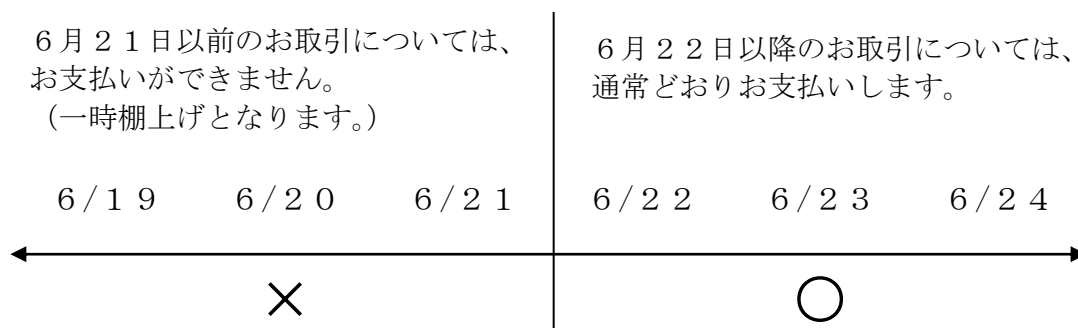
メール：toiawase_kizuna@ohebash.com

※ 本件に関しましては、多数の関係者がいらっしゃいますため、電話にてお問い合わせをいただいた場合、ご返答までお時間をいただくことが予想されます。つきましては、**本件に関するお問い合わせは、原則として上記メールアドレス宛にメール**をいただきますようお願いいたします。順次、担当からご返信差し上げます。

※ 事務処理の都合上、お問い合わせに際しましては、メールの件名を次のとおりに記載ください。

「絆ホールディングス／ご用件（「〇〇の件」など簡潔にご記載ください。）」

最後に、本件におきましては、関係者が多数に上るため、今後の手続の進捗状況等について、当社グループのホームページを通じて情報提供させていただく可能性がございます。関係者の皆様におかれましては、適宜閲覧くださいますよう、お願いいたします。

保全処分命令の効力について

- ・ 6月22日以降の納入分・サービス提供分
→ お支払いができます。
- ・ 6月21日以前の納入分・サービス提供分
→ お支払いができません。一時棚上げとなります。
- ・ 6月21日以前に契約したリースのリース料
→ 全額お支払いができず、一時棚上げになります。

※お支払いが可能か否かの判断基準

- | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の納品日・着荷日（当社グループの事業所等に着荷した日） ・ サービスをご提供いただいた日 | } | が <u>基準</u> となります。 |
| これに対し | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループに対する請求書の作成日、送付日 ・ 当該債務の約定支払日 | } | は <u>基準</u> となりません。 |

※本書はあくまで一般的な整理を記載したものですので、個別のお取引についてご不明点がございましたら、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上